

大阪市工業用水道
特定運営事業等

優先交渉権者の
選定に関する報告書

令和3年8月
大阪市

はじめに

大阪市（以下「市」という。）は、大阪市工業用水道特定運営事業等（以下「本事業」という。）に関して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第11条第1項の規定に基づき、事業者選定に係る客観的な評価を行っており、その結果として優先交渉権者の選定に関する報告書をここに公表する。

令和3年8月3日

目次

第1 事業概要	1
1 事業名称	1
2 本事業の対象となる施設	1
3 公共施設等の管理者の名称	1
4 事業目的	1
5 事業方式	1
6 事業の範囲	2
7 事業期間・運営権の存続期間	6
第2 審査方法及び審査経過	8
1 選定方法の概要	8
2 選定の基準	8
3 事業者の選定方法	8
4 検討会議の開催経過	9
5 審査の流れ	9
第3 審査結果	11
1 資格審査	11
2 事業提案審査	11
3 優先交渉権者の選定	18
第4 優先交渉権者の提案に基づく本運営事業の定量的な評価	20
1 V F M (Value For Money)	20
2 その他	20

第 1 事業概要

1 事業名称

大阪市工業用水道特定運営事業等

2 本事業の対象となる施設

大阪市工業用水道特定運営事業（以下「本運営事業」という。）の対象となる施設の範囲は、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号。以下「事業法」という。）に基づく市工業用水道事業の事業用資産の総体とし、運営権を設定する施設は、事業用資産の総体のうち、市水道事業や他事業体と共有又は共用している施設等を除き、本事業の事業期間（以下「本事業期間」という。）中に市が更新又は改造した施設を含む。（以下「運営権設定対象施設」という。）

3 公共施設等の管理者の名称

大阪市水道局長 谷川 友彦

4 事業目的

本事業は、市が策定した「大阪市水道経営戦略2018 - 2027 工業用水道事業編」で抽出した5つの経営取組課題において、民間事業者の経営ノウハウや先進技術、創意工夫を最大限に活用し、工業用水の安定供給と持続可能な事業経営を可能とする抜本的な経営改革を推進することにより、コンパクトで無駄のない、収益性の高い事業構造を実現しつつ、市域の産業活動を支える水インフラとして、安定した水質、豊富な水量、低廉な価格により、その役割を担い続けていくことを目的として実施する。

また、その際には、市が描く工業用水道事業経営の将来像に関する複数のシナリオに対し、その時々状況に応じて、これを弾力的に選択できるよう、市との情報共有や協議を行いつつ、効率的かつ最適な施設配置に向けた事業の推進を図るものとする。

5 事業方式

本運営事業は、PFI法第16条の規定に基づき、運営権設定対象施設に係る運営権を設定し、当該施設の運営等を行う公共施設等運営事業（PFI法第2条第6項に規定する公共施設等運営事業をいう。）とする。

6 事業の範囲

本事業の範囲は、次のとおりとする。なお、運営権者は、本事業遂行のため、事業法第3条第2項に基づき、工業用水道事業の許可を取得しなければならない。

運営権者は、本事業期間中、本事業に係る業務のうち、市と運営権者で締結する実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

市が想定する、当該業務を行ううえで運営権者が遵守すべき制限及び手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、要求水準書(案)及び実施契約書(案)等において示すとおりである。

(1) 特定事業

本運営事業として、実施することを義務付ける業務であり、具体的な業務は、アからオまでのとおりである。

ア 工業用水の供給及び経営等に関する業務

(ア) 工業用水の供給に関する業務

- ・ 工業用水道事業許可の取得
- ・ 工業用水の供給
- ・ 供給規程の作成
- ・ 利用料金の設定
- ・ 供給規程認可の取得等
- ・ 所管省庁との連絡調整

(イ) 経営に関する業務

- ・ 事業計画書の作成
- ・ 事業報告書の作成
- ・ 実施体制の構築
- ・ 財務管理
- ・ セルフモニタリング
- ・ 内部統制及び企業倫理に関する基本方針の整備、運用
- ・ 新技術の研究開発、導入

(ウ) 本事業全般の運営に係る業務

- ・ 地域との共生
- ・ 環境対策
- ・ 情報管理
- ・ 文書の保管

- ・市所管業務等への協力及び協同

イ 浄水場及び配水場の管理運営に関する業務

(ア) 施設管理

- ・施設管理計画の策定
- ・施設整備
- ・維持管理

(イ) 運転管理

- ・運転管理計画の策定等
- ・日常点検
- ・取水口の運転管理
- ・沈砂池の運転管理
- ・凝集沈澱池の運転管理
- ・薬品類の管理
- ・配水量、配水吐出圧の管理
- ・水利使用許可に伴う対応
- ・水道事業からのバックアップ対応
- ・運転管理システムの構築

(ウ) 水質管理

- ・原水、浄水の水質管理
- ・水質の測定、記録
- ・浄水処理過程における処理効果の確認
- ・原水水質の監視
- ・外部機関との技術協力
- ・水質相談対応

なお、運転管理及び水質管理業務については、市水道事業の主力浄水場である柴島浄水場構内に位置する東淀川浄水場の立地特性により、浄配水場に係る運転管理の一元化、浄水処理及び水質管理の一体化、排水処理施設の共用等、上工水一体によるシステムが既に市によって構築されているため、市への委託を予定しており、詳細な実施手法に関しては、市と運営権者との協議、合意のもと、業務委託契約を締結するものとする。

ウ 管路の管理運営に関する業務

- (ア) 管路管理計画の策定
- (イ) 管路管理計画の運用・管理
 - ・ 管路管理実施体制の構築
 - ・ 状態監視保全
 - ・ 更新
 - ・ 末端管路の管理、撤去
 - ・ 工業用水道管路の機能分類の変更
- (ウ) 維持保全
 - ・ 配水設備の維持管理
 - ・ 断通水作業等
 - ・ 他企業工事への対応
- (エ) 緊急修繕
 - ・ 突発漏水等への対応
 - ・ 水圧・水質異常、異物漏出、出水不良時の対応
 - ・ 水圧調査
 - ・ 第三者破損発生時の対応
- (オ) 支障移設関連
 - ・ 道路工事に伴う支障移設等
 - ・ 依頼に基づく支障移設等

エ お客さまサービスに関する業務

- (ア) 営業に関する業務
 - ・ お客さまサービスの設定及び契約細目の作成
 - ・ 給水収益や新たな収入源の確保
 - ・ 各種受付、問い合わせ対応
 - ・ 水道メーター点検
 - ・ 利用料金の収納
 - ・ 利用者情報のシステムによる管理
 - ・ 情報発信
 - ・ 水道事業からのバックアップ対応
 - ・ 工業用水の断水等に関する啓発活動

(イ) 水道メーターに関する業務

- ・水道メーターの管理
- ・水道メーターの検査

オ 災害及び事故への対応に関する業務

(ア) 災害への対応に関する業務

- ・事業継続計画の策定
- ・災害への対応業務
- ・災害に備えた活動
- ・他事業体の施設復旧支援

(イ) 事故への対応に関する業務

- ・各種事故対応マニュアルの策定・事故への対応業務

(2) 附帯事業

本運営事業として、特定事業と一体的に実施することを義務付ける給水施設に関する業務(使用開始・中止の工事申込受付、設置・撤去工事の設計及び施工、内部施設の確認・上水道等との誤接合防止、給水施設の緊急修繕、給水の異常時等の対応)をいう。

(3) 任意事業

運営権者が、お客さまサービス等を通じて特定事業の経営に資するものと自ら判断して実施する業務をいう。

任意事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、公序良俗に反しない範囲であるとともに、運営権設定対象施設の機能を阻害しないものとして、事前に市の承認を得たうえで、運営権者自ら、又は運営権者の子会社もしくは関連会社と協力して実施することができる。

また、特定事業及び附帯事業の実施に影響を与えないようリスク回避策を十分に講じ、その経理にあたっては特定事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

なお、本運営事業用地及び施設を活用する場合は、市と運営権者が締結する市有財産賃貸借契約に基づく有償貸付による事業であることに留意すること。

7 事業期間・運営権の存続期間

(1) 本事業期間

本事業期間は、運営権者が事業法第3条第2項に規定する事業に関する経済産業大臣の許可及び事業法第17条第2項に規定する供給規程に関する経済産業大臣の認可を受けること、事業計画書が要求水準等に適合していると市による確認を受けること等の実施契約で定める本事業の開始条件が充足され、本事業が開始された日(以下「本事業開始日」という。)から、令和14年3月31日((2)の規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。)までとする。

本事業開始日以降に、実施契約が解除され、又は終了した場合は、本事業終了日を実施契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は、令和4年4月1日を予定している。

なお、事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

(2) 本事業期間の延長

運営権者は、本事業終了日の2年前までに、(3)の範囲内で運営権者が希望する期間だけ、本事業期間の延長を申し出ることができる。この場合、市は運営権者と本事業期間の延長に係る条件等の協議を行い、両者の合意により本事業期間を延長する。この場合の延長の実施は1回に限る。

また、上記の延長とは別に、自然災害等の不可抗力により物理的損壊を受けた運営権設定対象施設を復旧する必要性が生じた等の実施契約書(案)に定める事由が発生した場合は、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により運営権の存続期間の範囲内で両者が合意した期間に限り、本事業期間を延長することができる。この場合の延長の実施は、一度に限るものではない。

本事業期間の延長を実施する場合は、市は、当該延長期間に係る要求水準書を改めて定めるとともに、運営権者は、当該延長期間に係る事業計画書を市に提出するものとし、運営権者から市への対価の追加的支払いの有無について、市と運営権者は協議を行う。

(3) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権の設定がなされた日から本事業終了日までとし、運営権は、本事業終了日をもって消滅する。なお、運営権の存続期間は、(2)に定める本事業期間の延長があった場合であっても、令和24年3月31日を超えることができない。

(4) 本事業期間終了時の取扱い

ア 事業終了の手続き

運営権者は、本事業終了日までに、事業法第 9 条第 2 項に規定する事業廃止の許可を受けなければならない。

イ 運営権設定対象施設の引き渡し

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引き渡さなければならない。

ウ 業務の引継

本事業終了に伴う市又は市の指定する者への業務の引継は、原則として、本事業期間内に行うこととし、運営権者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継を行わなければならない。

第2 審査方法及び審査経過

1 選定方法の概要

市は、本事業の優先交渉権者の選定にあたって、競争性の担保及び透明性、公平性の確保に配慮したうえで、民間事業者の幅広い能力、ノウハウ、実施体制等を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式を採用し、事業提案を総合的に評価した。

2 選定の基準

選定基準は、優先交渉権者選定基準（令和3年2月16日公表）のとおりとした。

3 事業者の選定方法

優先交渉権者の選定は、募集要項に示す参加資格の要件に係る充足を確認する「資格審査」と、資格審査を合格した者（以下「資格合格者」という。）が競争的対話等を踏まえて提出した事業提案書を審査し、優先交渉権者を選定する「事業提案審査」の二段階に分けて実施した。

優先交渉権者の選定にあたっては、専門的知見及び評価の客観性を担保するため、大阪市PFI事業検討会議（以下「検討会議」という。）が、事業提案審査において応募者の提案内容を確認（プレゼンテーションに参加）し、優先交渉権者の選定等について市に対し意見を述べ、市は検討会議の意見を踏まえたうえで、優先交渉権者を決定した。

< 検討会議委員 >

座長	佐野 修久	大阪市立大学大学院都市経営研究科教授
座長代理	伊藤 禎彦	京都大学大学院工学研究科教授
委員	市川 裕子	弁護士
委員	木村 恵子	公認会計士、不動産鑑定士
委員	田中 智泰	近畿大学経営学部教授

なお、管路の状態監視保全にかかる提案内容については、プレゼンテーションに先立ち、ICTを活用した防災・インフラ管理等を専門とする京都大学防災研究所巨大災害研究センター長の畑山満則教授に、意見参酌を実施し、検討会議への参考意見とした。

4 検討会議の開催経過

	開催日	議事
第1回	令和元年12月11日	・座長等の選出について ・実施方針(案)等について
第2回	令和2年4月6日	・実施方針の公表について ・特定事業の選定について
第3回	令和2年9月14日	・募集要項(案)等について
第4回	令和3年7月5日	・本審査参加者によるプレゼンテーション・質疑応答 ・審査・評価について
第5回	令和3年7月19日	・審査・評価結果について ・優先交渉権者の選定結果について

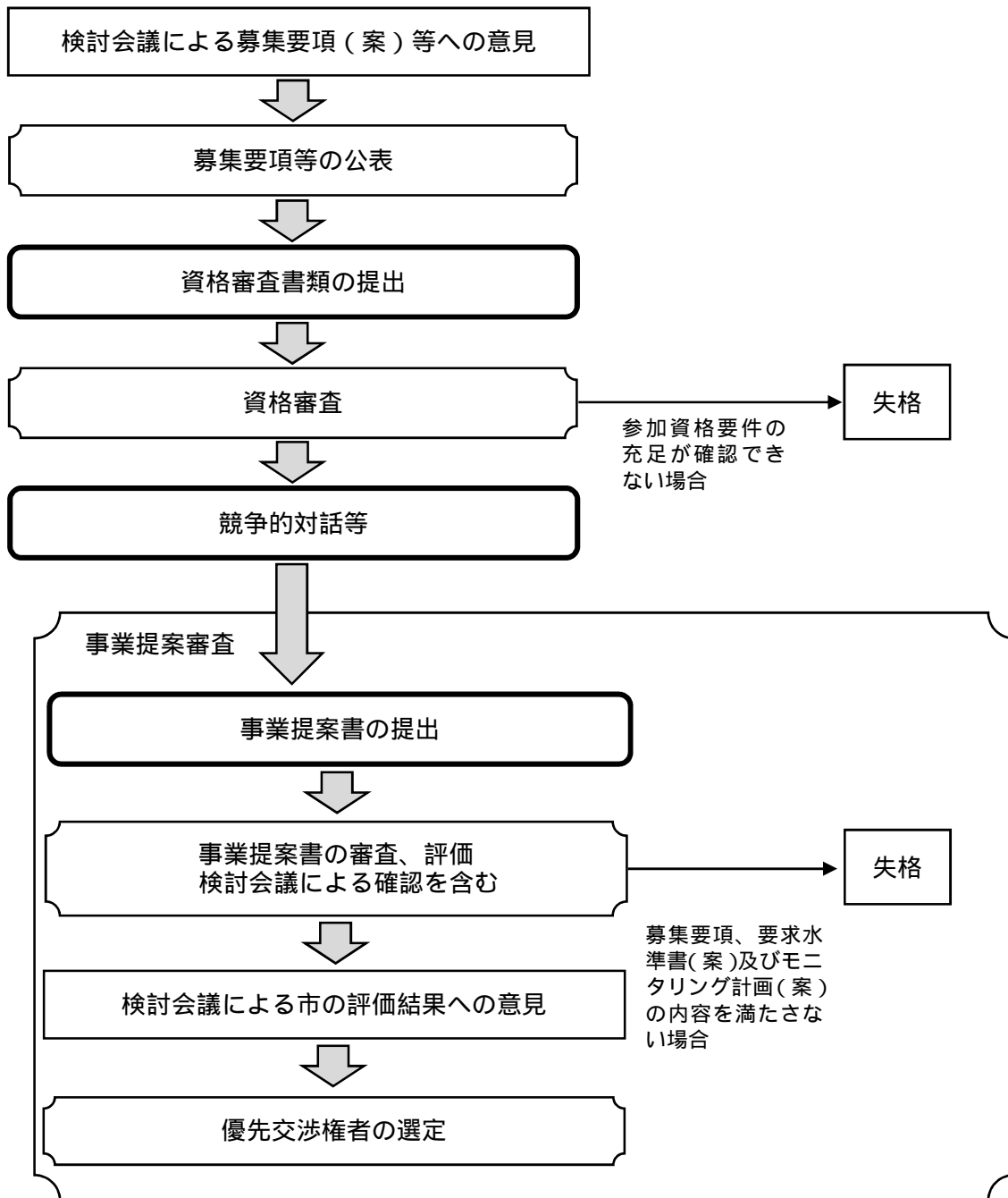
5 審査の流れ

審査は、図1の手順で実施した。

資格審査：応募者から提出される資格審査書類を基に、募集要項に示す参加資格要件の充足を確認。

事業提案審査：市は、資格合格者が提出した事業提案書について、募集要項、要求水準書(案)及びモニタリング計画(案)の充足等を含めて、運営体制、収支計画及び実施計画が適切なものになっているか、経営の持続性を担保しつつ確実に効率的なものになっているか等について、事業提案書及びプレゼンテーション(質疑応答を含む。)を基に、審査及び評価を行い、検討会議の意見を踏まえたうえで優先交渉権者を選定。

< 図1 審査の手順 >



第3 審査結果

1 資格審査

(1) 資格審査書類の提出

大阪工水イノベーション(以下「本コンソーシアム」という。)

代表企業	前田建設工業株式会社
構成企業	日本工営株式会社
構成企業	西日本電信電話株式会社
構成企業	東芝インフラシステムズ株式会社

(2) 資格審査

市は、応募者から提出された資格審査書類に基づき、募集要項に示す応募者の参加資格要件について審査を行った結果、本コンソーシアムが各項目を満たしていることを確認し、令和3年1月27日に参加資格確認結果を通知した。

確認事項	募集要項で定める確認内容
応募者の構成	第3-3-(1) 応募者の構成
応募者の資格要件	第3-3-(2)-ア 資格要件
構成企業に求められる実績要件	第3-3-(2)-イ 実績要件
代表企業の資格要件	第3-3-(2)-ウ 代表企業の資格要件

2 事業提案審査

(1) 体制及び技術等に関する評価

資格審査を通過した本コンソーシアムから提出のあった事業提案書及びプレゼンテーションの内容について、「優先交渉権者選定基準 第4-3-(1)体制及び技術等に関する評価」に基づき、検討会議の意見を踏まえ提案内容の審査及び評価等を行った。事業提案書の提案項目等については、「優先交渉権者選定基準 別表 提案項目と評価の視点」に記載したとおりである。

市が検討会議での意見を踏まえ、【表1 採点基準】により評価を行い、いずれの項目についても要求水準等を満たす内容(D評価以上)であり、最終的に決定した応募者の得点は、【表2 体制及び技術等に関する評価結果】のとおりであった。

なお、得点化の際は、提案項目ごとに採点者の得点の平均点を合計し、小数点第3位以下は四捨五入し、小数点第2位までを求めた。

【表 1 採点基準】

評価	評価内容	採点基準
A	Bの評価に加え、提案内容が優れている	配点×1.0
B	Cの評価に加え、提案内容が客観的な指標・検証・実績等に基づき、効果等の根拠を明確に示している	配点×0.85
C	Dの評価に加え、提案内容が具体的で、効果を期待できる	配点×0.7
D	要求水準等を満たしている程度	配点×0.6
E	要求水準等を満たしていない	失 格

【表2 体制及び技術等に関する評価結果(1/4)】

項目	評価の視点	配点	評価点	審査講評
事業運営方針及び事業実施体制				
1 本事業の目的、要求水準の理解				
	ア 事業の全体方針 ・本事業の目的及び要求水準書(案)を十分に理解し、国の事業許可を得た工業用水道事業者として、適切な事業運営方針となっているか。	10	7.05	・本市工業用水道事業の現状・課題を的確に把握し、事業開始にあたって国や利用者の理解が得られるよう、事業期間前後の連続性や公平性等の視点を踏まえつつ、市が求める収益性や事業持続性の向上をめざした意欲的な方針が示されている点が評価できる。
2 コンソーシアム構成企業の役割、責任分担、出資構成等				
	ア 各構成企業の役割分担及び出資構成、事業の実施体制、業務責任者の配置 ・コンソーシアム各構成企業の役割や出資構成等が本事業を確実に遂行できるよう、明確かつ適切に定められているか。 ・本事業の実施体制(SPCの管理部門、マネジメント体制、市との連絡体制)やアウトソーシング先との協業体制が、各業務を確実に実施できる具体的なものとなっているか。 ・人材確保に関する考え方及び具体的手法が効果的かつ実現可能で、事業期間を通じた体制の維持が可能なものとなっているか。 ・各業務責任者が、要求水準書(案)で定める要件を満たし、適切に配置される計画になっているか。	10	7.04	・各構成企業は、多様で広範な業務実績を有しているものの、水道・工業用水道事業の分野において、実績が豊富ではない構成企業が含まれている。 ・一方、各構成企業の実績に基づく強みが効果的に発揮できるよう配慮した、責任分担や実施体制が示されており、市内企業等との協業体制の構築や職員派遣の受入れなど、公共事業を責任をもって担う姿勢が感じられる点が評価できる。
3 事業収支、経営リスクへの対応				
	ア 事業収支(収支計画) ・収支計画が他の提案内容と整合しており、かつ市水道局の過去の収支実績に照らし、事業期間を通じて、妥当かつ信頼できる合理的なものとなっているか。 ・事業報酬や想定される需要及び事業費変動リスクへの対応を見込んだ適切な収支計画となっているか。 イ 経営リスクへの対応(資金調達、事業継続) ・資金調達計画・方法が本事業スキームを踏まえた、安定的なものであるとともに、想定される金利変動リスクへの対応を見込んだ適切なものとなっているか。 ・事業継続が困難となった場合の対応策が適切なものとなっているか。	15	11.37	・想定すべきリスクの設定に不十分ところがある。 ・一方、前提条件や提案内容との整合に配慮しつつ、根拠を明示した段階的なコスト削減策を織り込んだ合理的な収支計画となっている点や、PDCAサイクルによる執行管理及びリスク評価に基づく対応策が具体的に示されている点が評価できる。
4 SPCの企業統治及び社会貢献				
	ア 内部統制体制の構築、地域との共生と情報公開、環境対策 ・内部統制体制、個人情報保護、地域との共生、情報公開及び環境対策等に係る方針や具体的手法が、パートナーとなる市の取組みを十分に理解し、事業全般を担う工業用水道事業者にふさわしいものとなっているか。 イ 調査研究と技術開発への対応 ・本事業に関する調査研究・技術開発の取組方針及び実施体制並びに新技術の導入方針が適切なものとなっているか。	5	3.62	・代表企業が持つノウハウを用いたリスク評価に基づく企業統治を行いつつ、「官民連携のバイオニア」として、先進技術の積極的な開発・導入に向けた具体的な取組内容が示されている点が評価できる。
事業運営方針及び事業実施体制 小計		40	29.08	

【表2 体制及び技術等に関する評価結果(2/4)】

個別業務の実施計画等			
1 浄水場及び配水場の管理運営			
<p>ア 施設管理計画 (施設整備方針) ・要求水準書(案)に示す浄配水場の更新想定に基づき、本事業期間中における更新等の対象設備を選定し、その実施工程が示されているか。 (維持管理方針) ・施設の現状把握が適切にできているか。 ・土木構造物、機械・電気設備、建築物・建築設備の各特性に応じて、適切な維持管理手法が定められているか。 状態監視保全の手法 保守点検の手法、サイクル 故障、損傷の程度に応じた補修方法 ・浄配水場の維持管理に係る記録データ(状態監視保全、保守点検、補修等)について、具体的な管理手法が示されているか。 ・市水道事業への委託の有無。(委託の場合は、B評価とする。) (以下、運営権者自らが実施する場合)</p> <p>イ 運転管理計画 ・市と同等以上の業務履行を確保するための管理目標水準とその確認手法が示されているか。 ・要求水準書(案)で定める工業用水道単独の運転管理システムについて、本事業開始までに構築するための実現性のある提案が具体的に示されているか。 ・運転管理システム導入の際、市の運転管理に支障を与えないような連続的な移行が可能な提案になっているか。</p>	20	16.02	<ul style="list-style-type: none"> 概ね適切な現状把握に基づいた施設整備方針と実施工程が具体的に示されており、ICT、CPS/IoT等の先進技術を駆使し、運転管理業務を担う市との有機的な連携手法が示されている点が評価できる。 施設の状態監視手法として、センサー類や画像判読等の先進技術により、事業期間を通じて、維持管理手法を強化する方針になっている点が評価できる。
2 管路の管理運営			
<p>ア 管路管理計画(状態監視保全) ・状態監視保全と事後保全それぞれの対象管路が、管路の機能分類、管種及び漏水実績に応じて、適切に設定されているか。 (重点監視路線に導入する手法) ・状態監視保全を構成する技術が具体的に示されているか。 ・提案する状態監視保全の実施により、期待できる効果について、精度や実現性の評価も含め、具体的に示されているか。 (重点監視路線以外に導入する手法) ・漏水リスクを適切に分析・評価しているか。</p> <p>イ 管路管理計画(更新) ・大規模漏水のリスクレベルに応じた状態監視手法が選択されているか。 ・要求水準書(案)で定める重要管路の更新について、実施工程が具体的に示されているか。 ・本事業期間中に著しい老朽化が判明した場合等、要求水準書(案)で定める重要管路以外の更新等について、具体的な対処方針(更新等の対応の考え方、想定している事業量)が示されているか。</p> <p>ウ 維持保全 ・弁栓類、水管橋、共同溝内管路、管路用地について、巡視・保守点検や修繕方法が適切に定められているか。 巡視・保守点検の手法、サイクル 異常・損傷の程度に応じた修繕方法</p>	40	30.85	<ul style="list-style-type: none"> 発生確率と影響度マトリックスによる大規模漏水リスク評価の程度に応じて、3段階の探査技術を合理的に構成した状態監視手法を提案し、さらに事業期間を通じて技術革新の動向に柔軟に対応する姿勢が評価できる。 管路管理計画として、大規模漏水リスク評価と連動した更新計画や、市の実績以上の水準による維持管理手法について、具体的に示されている点が評価できる。

【表2 体制及び技術等に関する評価結果(3/4)】

項目	評価の視点	配点	評価点	審査講評
3	お客さまサービス			
	ア 収益性の向上 (実現性) ・給水収益の増収策として実施する新たな料金プランや新規開始支援策等について、利用者ニーズの分析を踏まえるとともに、関係法令に抵触しないことを確認する等、実現性のあるものとなっているか。 ・増収策について、その実現に向けた積極的かつ具体的な計画が立てられているか。 ・新規需要の開拓については、上水道ではない他の水使用(地下水や河川水等)からの転換や、新規利用者の誘致等に重点を置いたものになっているか。 ・任意事業を行う場合、特定事業の経営に資することが期待できるものになっているか。 (収益の規模) ・増収策により得られる収益額及びこれに要する費用の見立て方が、妥当なものになっているか。 (費用の回収可能性について、十分に考慮されているか) ・任意事業を行う場合、収益及び費用の見立て方が妥当なものになっているか。 (持続性) ・新たな料金プランや新規開始支援策が、事業期間終了後も含めた収益性の高い事業構造の実現につながる内容となっているか。 イ お客さまサービス (営業(水道メーター点検、利用料金の収納等)) ・水道メーターの点検の実施について、具体的かつ実現可能な手法が示されているか。 (定例点検方法、利用者情報の管理システム等) ・利用料金の収納方法が、利用者にとって利便性の高いものになっているか。 (払込方法の種類、未収債権への対応等) ・利用者への情報発信の方法等が、事業の理解が得られるものになっているか。 ・新サービスの導入など、利用者の利便性向上に努めているか。 ・お客さまサービス全般が、事業期間終了後も含めたサービスの連続性に配慮したものになっているか。 (誤接合防止等) ・その他関連業務(内部施設の確認や上水道等との誤接合防止、給水の水質異常時等)への対応に関して、市の実施内容を踏まえ、適切かつ具体的な内容が示されているか。	30	20.88	・収益の拡大に寄与する増収策の提案については、更なる検討・精査と具体化が必要。 ・一方、公平性・公正性に配慮された増収策や、事業期間を通じて継続的にPRに取り組む姿勢が示されている点は評価できる。 ・お客さまサービスにおいては、実現性・連続性に配慮しつつ、利用者の満足度向上に向けた体制や全体的な取組方針が具体的に示されている点が評価できる。また、誤接合防止にかかる独自の取組が具体的に示されている点も評価できる。
個別業務の実施計画等 小計		90	67.75	

項目	評価の視点	配点	評価点	審査講評
適正な業務品質の確保を担保する取組み				
1	セルフモニタリング計画			
	ア 実施体制 ・全体方針、実施体制、体制図、責任者は、要求水準の充足を確保するために、合理的かつ十分なものとなっているか。 イ 実施方法等 ・要求水準の充足の確認方法(確認項目、確認方法、頻度、確認者等)、重点確認項目が明確に示され、要求水準の充足を確認できるものであり、PDCAの役割を果たしているか。 ・要求水準未達時の是正措置への対応方法が、具体的に示されており、適正かつ速やかなものとなっているか。 ・セルフモニタリング結果の公表に関する方針、内容、頻度、方法等が具体的で十分なものであるか。	20	14.90	・多角的な視点を取り入れた重層的なモニタリング体制のもとで、セルフモニタリングによる是正措置や、結果公表等が効果的に実施されるPDCAサイクルが具体的に示されている点が評価できる。
適正な業務品質の確保を担保する取組み 小計		20	14.90	

【表2 体制及び技術等に関する評価結果(4/4)】

項目	評価の視点	配点	評価点	審査講評
災害及び事故への対応				
1	市域内外での地震等災害や事故発生時における事業継続措置			
	ア 災害への対応 ・「大阪市地域防災計画」及び「大阪市水道局事業継続計画」の趣旨を理解し、市の体制と整合を取りつつ、迅速かつ適切な体制・対応方法等が定められているか。 イ 事故への対応 ・要求水準書(案)の趣旨を理解し、市の体制と整合を取りつつ、迅速かつ適切な体制・対応方法等が定められているか	10	7.30	・災害・事故時の動員体制の基準や初動体制等が、市の体制との連動を意識して、具体的に示されているとともに、構成企業・代表企業の協力会社から動員・資機材・物資を確保するという付加価値も示されている点が評価できる。
災害及び事故への対応 小計		10	7.30	
体制及び技術等に関する評価 評価点合計		160	119.03	

(2) 価格評価

価格評価は、「優先交渉権者選定基準 第4-3-(2) 価格評価」に示す方法で【表3 価格評価結果】のとおり、点数化により評価した。

本コンソーシアムの提案額

- ・運営権対価 (A) = 500,000,000円 (5億円)
- ・一部負担金 (B) = 3,615,804,746円 (約36.16億円)
- ・市の財政負担額 (C) = (B) - (A)
= 3,115,804,746円 (約31.16億円)

ア 市が設定する市の財政負担の上限額に基づく評価 (24点 / 40点)

事業提案書における提案額に基づく市の財政負担額 (C) は約31.16億円で、市が設定する市の財政負担の上限額 (C₀: 45億円) 以下であるため、アの評価点は24点となった。

イ 市の財政負担額の低減度合に基づく評価 (16点 / 40点)

市が予め設定していた C₁ (31億円)、C₂ (3億円) に基づき、提案額 C (約31.16億円) C₁ (31億円) となったため、算定式 による算定の結果、イの評価点は7.91点となった。

算定式 (CがC₁以上の場合)

$$\begin{aligned}
 \text{評価点} &= 32(C_0 - C) / (2C_0 - C_1 - C_2) \\
 &= 32 \times (45\text{億円} - \text{約}31.16\text{億円}) / (2 \times 45\text{億円} - 31\text{億円} - 3\text{億円}) \\
 &= 7.9096 \dots \text{【}C\text{を1円単位で計算} \text{】} \\
 &= \underline{7.91\text{点}} \text{【小数点第3位以下を四捨五入} \text{】}
 \end{aligned}$$

【表3 価格評価結果】

項目	評価項目	配点	本コンソーシアム
			評価点
価格評価	ア 市が設定する市の財政負担の上限額に基づく評価	24点	24.00点
	イ 市の財政負担額の低減度合に基づく評価	16点	7.91点
	小計	40点	31.91点

(3) 合計点の算出

上記(1)(2)でそれぞれ算出した評価点により、【表4 合計点結果】のとおり、合計点を算出した。

【表4 合計点結果】

評価項目	配点	本コンソーシアム
		評価点
体制及び技術等に関する評価	160点	119.03点
価格評価	40点	31.91点
合計点	200点	150.94点

3 優先交渉権者の選定

以上に述べた評価の結果、次のとおり優先交渉権者を選定した。

コンソーシアム名	大阪工水イノベーション
----------	-------------

構成員	代表企業	前田建設工業株式会社
	構成企業	日本工営株式会社
		西日本電信電話株式会社
		東芝インフラシステムズ株式会社

また、本事業の実施にあたり、検討会議委員及び管路の状態監視保全に係る有識者から、以下の附帯意見があった。

< 検討会議委員からの附帯意見 >

- ・今後、事業計画書の検討を進める中で、人材確保、リスクの設定と対応(多量使用者の撤退や、ICT技術の活用に伴う想定外のリスク等)、収益に寄与する新規需要開拓に関する取組みの更なる検討と具体化や、大規模漏水リスク評価の手法について精査を進める必要がある。
- ・セルフモニタリングについて、今後、モニタリング計画の確定に向けた市との調整を通じて、KPIの設定及びそのチェック項目・方法の具体化や精査を進めるとともに、書類確認に加え、現場確認や担当者ヒアリングを行う等、現場を重視したモニタリングとなるよう配慮する必要がある。
- ・本事業の実施期間を通じて、市が進めるまちづくりや産業振興の動向、環境施策等と連動しつつ、更なる収益性の向上を追求するとともに、先進技術の導入による状態監

視保全や大阪工水アクセラレートフィールド等に継続的に取り組むことで、コンパクトで無駄のない、収益性の高い事業構造を実現することを期待する。

< 管路の状態監視保全に係る有識者からの附帯意見 >

- ・ 管路のセンシング技術をはじめとした IoT 技術については、社会実装の段階に入っているものの、発展途上の技術も多く、事業当初に導入した技術が事業期間中に陳腐化することが想定されること、また、現時点では研究段階の技術を保有するポテンシャルのある企業が今後台頭することも想定されるため、適用技術の精度を検証しつつ、事業環境の変化への柔軟な対応が求められる。
- ・ 市と運営権者との綿密な連携により軌道に乗せていく中で、工業用水道の管路保全に係る新しい実践モデルとして、全国の先進事例となることを期待する。

第4 優先交渉権者の提案に基づく本運営事業の定量的な評価

1 VFM (Value For Money)

本事業期間中の資金収支について、市が自ら実施する場合()と、事業提案書に基づき運営権者が実施する場合()を比較した。その結果、埋設管路の状態を監視し、不具合があれば劣化状況に応じて適切な措置を講じる「状態監視保全」を新たに取り入れ、合理的な投資判断が可能となることのほか、新規需要開拓等による収益性の向上が期待されることもあり、定量的な評価(VFM)として、市のキャッシュフローベースで約32.1億円(約17.4%)の収支改善効果が見込まれる。

【表5 VFMの算定結果】

項目	金額(税抜)・率	備考
市が自ら実施する場合の資金収支	48.7億円	収入135.4億円 - 支出184.1億円
運営権者が実施する場合の資金収支	16.6億円	収入137.6億円 - 支出154.2億円
VFM(収支改善額)	32.1億円	-
VFM(コスト縮減率)	17.4%	/ の支出額

は、市と運営権者の合計(2者間で相殺される一部負担金等の収入・支出を除く)。0.1億円未満を四捨五入して表示。

2 その他

上記のほか、任意事業を実施することにより、約2.5億円の収益増加(必要経費を除いて約1.0億円の利益)が見込まれる。